中野区 令和8年度 学習支援員(会計年度任用職員)募集要項

中野区では、令和8年度学習支援員(会計年度任用職員)を、次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区児童相談所(東京都中野区中央一丁目41番2号 中野区子ども・若者支援センター内)近隣地

※詳細は採用時にお伝えいたします。

2 勤務内容

- (1) 入所児童の学習支援及び学びの機会を確保するための支援をすること。
- (2) 学習支援の事業の円滑な運営を行うために必要な関係者との連絡調整をすること。
- (3) 中野区児童相談所が実施する会議及び研修に参加し、専門的な立場で意見を述べ、情報を提供すること。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、中野区児童相談所長が定める事項

3 募集人員

3名

4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 児童の福祉及び児童虐待に関する識見並びに職務の遂行に熱意を有すること。
- (2) 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有すること。
- (3) 小学校、中学校、高等学校等で教員として勤務した経験又は民間企業等において教育に関する実務に従事し、児童若しくは生徒に対する指導をした経験を3年以上有すること。
- (4) (1)から(3)に掲げる職務を遂行するために必要な事務処理の能力(ワードプロセッサ、表計算ソフト等の操作を含む)を有すること。

5 任用期間

令和8年4月1日より令和9年3月31日まで

6 勤務時間

1日当たり7時間45分(原則午前8時30分から午後5時15分まで)

7 勤務日

1月当たり16日

(原則、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、所属長が定める日)

8 給与

月額 約265,102円程度(地域手当相当額を含む)(予定)

- ・社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・規定の期末手当を支給します。
- ・別途、通勤手当相当額を支給します。(上限額あり)

9 休暇・福利厚生

- ・有給休暇(年次有給休暇、夏季休暇(勤務日数に応じた日数)、公民権行使等休暇、 慶弔休暇)
- ・無給休暇(病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間等)
- ・雇用保険の適用を受けます。

10 応募方法

・郵送または持参の場合

選考申込書を記入し、令和7年11月13日(木)必着で下記書類提出先へ郵送または 持参にて提出してください。

- ※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。
- ※持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター(東京都中野区中央一丁目41番2号)6階受付まで、土日祝日を除く、毎日午前8時30分から午後5時までにご持参

なお、応募書類につきましては返却いたしません。(当方で責任を持って破棄いたします。)

・電子申請の場合

ください。

令和7年11月13日(木)までに下記フォームより必要事項を入力し、申請してください。



(電子申請画面が開きます。)

11 選考

- (1) 選考方法 書類審査及び面接
- (2) 面接日時 令和7年12月中旬 書類審査の上、令和7年11月下旬頃に合否及び面接日時をご連絡いたします。
- (3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター会議室 (東京都中野区中央一丁目41番2号)
- (4) 結果通知 令和8年1月上旬以降に郵送によりお知らせいたします。
- 12 書類提出先・問い合わせ先

 $\mp 164 - 0011$

東京都中野区中央一丁目41番2号

中野区児童相談所管理係 担当:山野辺・倉澤

TEL: 03-5937-3289

※欠格条項(地方公務員法第16条)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競 争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しな い者
- 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定 する罪を犯し刑に処せられた者
- 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者